

新型コロナウイルス感染拡大を受けての 放課後デイ Granny 本部方針に関する Q & A (令和 3 年 1 月 6 日改訂版)

株式会社 Granny
代表取締役会長 小倉丘礼

表題の件に関しまして、今後随時アップデートをしてまいります。厚生労働省通達や各自治体通達によっては、変更や撤回の可能性もございますので、ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

令和 2 年 6 月 19・30 日事務連絡『新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q & A について (その 1・2)』に関して、本部としての見解を示します。記載がないものは厚労省見解に準じます。

1 当面継続する柔軟な取扱い

(1) サービス提供職員欠如減算・定員超過利用減算等の取扱い

[A 1]への本部見解

基本的には定員の 150% を超えて受け入れることもやむを得ないと考えます。受け入れの上限に関しては具体的に定めませんが、事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください。受け入れに当たっては児童数に応じた職員を配置していただくことが望ましいですが、やむを得ず配置できない場合であっても減算は適用しません。Granny 本部としましては、1 日あたりの利用人数が 7 名を超える場合は、指導員 1 名以上を追加する人員配置でサービス提供をお願い致します。

[A 2・3]への本部見解

やむを得ず人員が欠ける場合には、その理由を従事者毎にきちんと記録に残してください。

(2) その他の加算の取扱い

[A 6]への本部見解

やむを得ず減算に該当する要件が生じた場合には、その理由をきちんと記録に残してください。そして、その要件が解消された場合には速やかに減算に該当しない様、対応をお願い致します。

(3) 代替的な支援の取扱い

[A 8]への本部見解

自治体によっては代替的な支援による報酬算定をしていない場合もありますので、きちんと事前に指定自治体に確認を行なった上で代替支援の実施及び報酬算定をお願い致します。

(4) 支給決定その他の取扱い

[A 1 5]への本部見解

最低限の手続きを事後的にする扱いで問題ないが、事業所と契約を結んでいないという観点から、利用開始前には、児童発達支援管理責任者及び直接支援員の少なくとも 1 名以上の従事者との間で個別支援会議に準ずる様な会議を事前に行い記録を残し、支援を行う全ての従事者が確認できる体制を整えるようにしてください。

[A 1 6]への本部見解

変更が生じる場合は、事前に本部へその理由と変更点の報告をお願い致します。

[A 1 7]への本部見解

別の場所での支援を実施する場合は、事前に本部へその理由とその該当する場所の報告をお願い致します。

2 学校等が臨時休業するときの柔軟な取扱い

[A 2 5]への本部見解

受け入れる児童の数や事業を休業する場合は、事前に本部へ相談の上、その対応を実施するようにしてください。